

**宝塚市営住宅退去者滞納家賃等収納業務委託
公募型プロポーザル受託候補者評価基準**

令和4年4月

宝塚市都市整備部住まい政策課

1 目的

この基準は、公募型プロポーザルにより宝塚市営住宅退去者滞納家賃等収納業務委託受託候補者を決定するため、本プロポーザルへの参加資格要件を満たした者からの提案書等を客観的に評価するための基準として示すものです。

2 評価基準

	分類	配点	項目	評価点				
				A	B	C	D	E
評価点	法人概要	10	会社概要、財務状況に関する事項	10	8	6	4	2
	業務体制	10	業務実施体制	10	8	6	4	2
	その他特色ある取組み	10	特色ある取組みの有無及びその内容	10	8	6	4	2
	収納目標額	5	委託予定期間内の収納目標額など	5	4	3	2	1
	督促方法等	10	督促告方法など	10	8	6	4	2
	市への報告体制	10	市への報告要件の考え方	10	8	6	4	2
	法令遵守体制の妥当性	5	法令遵守の考え方及び管理体制	5	4	3	2	1
	受託実績	10	類似業務の経験及び実績	10	8	6	4	2
	個人情報保護体制	10	個人情報保護の体制及び妥当性	10	8	6	4	2
価格点	収納受託業務料率	20	提案収納受託業務料率	5評価着眼点の(10)に示した方法により算出した点数				
合計		100	合計 100点					

3 審査の方法

企画提案書及びプレゼンテーションにより、審査を行います。プレゼンテーションの方法は自由形式です。希望する者は、電子機器を用いて行うこと

ができます。プレゼンテーションで使用するスクリーン用のテレビ及び電源は準備できますが、その他の備品については用意してください。

(1) 審査時間

15分以内のプレゼンテーションの後、5分間程度の審査員による質疑応答を行います。準備及び撤収時間は併せて15分以内とします。

(2) 受託候補者の決定

宝塚市営住宅退去者滞納家賃等収納業務委託に係る公募型プロポーザル審査会委員は、参加者から提出された企画提案書について、本基準により評価及び採点を行います。

次に、各審査会委員の評価点の平均点を算出します。この評価点の平均点と価格点を合計した点数が最も高い者を受託候補者として決定します。ただし、各審査会委員の評価点の平均点が48点未満の場合は不採用とします。

4 受託候補者の失格と次点者の繰り上げに関する事項

受託候補者となった者が、応募資格を満たさなくなった場合、また、受託候補者が辞退を申し出た場合、あるいは、受託候補者たる資格を喪失したと考えられる場合においては、当該受託候補者を失格とし、評価結果が次点の者を受託候補者とします。

5 評価着眼点

評価は主に、業務に対する理解度、意欲、実施手段の妥当性、社員配置の妥当性、業務内容の適格性、収納向上のために資する優れた提案等の点について評価を行います。各項目の作成において、評価のポイントとなる点について以下に記します。

(1) 法人概要、財務状況に関する事項

法人の規模や経営状況等を総合的に判断し、安定して業務を遂行できる経営基盤があるかどうかを評価します。

(2) 業務体制

総合的に優れた業務体制かどうかを評価します。

ア 業務従事予定者の配置状況及び業務経歴により、実務経験を有し責任をもって業務を遂行できる能力のある人員をどのように配置できるのかを評価します。

イ 業務開始前及び契約終了前の引継ぎ方法等について、適切に計画されているかを評価します。

(3) 督促告方法など

委託する債権の特性を理解し、また、債務者の事情に配慮した督促告の実施方法についての考え方を評価します。

(4) 委託予定期間内の収納目標額

委託予定期間内の収納目標額やその目標達成に向けた取組みの実現性について評価します。

(5) 受託実績

本委託内容と同種又は類似業務を他において受託した経験及び実績について評価します。

(6) 市への報告要件の考え方

市への報告要件の考え方や四半期毎の業務実施報告書の記載事項、消滅時効期日に至るまでの報告事項の考え方を評価します。

(7) 法令遵守の考え方及び管理体制

法令遵守の考え方及びその管理体制について評価します。

(8) 個人情報保護の妥当性

個人情報の具体的な管理体制について評価します。

(9) その他特色ある取組み

弁護士（弁護士法人）としてのノウハウを活かした、収納向上のために資する優れた取組みや提案について評価します。

(10) 収納受託業務料率

提案された収納受託業務料率を、次の計算式により点数化したものを評価点（但し、小数点以下第3位を四捨五入）とします。

配点×応募のあった候補者の提案収納受託業務料率の最低値

当該候補者の提案収納受託業務料率

【得点化の計算例】

例えば、3者（A・B・C）からの応募があり、それぞれの提案収納受託業務料率が A：30% B：40% C：50%であった場合、最低値はAの30%であることから、

Aの評価点は、 $20 \times 30 / 30 = 20.00$ 点

Bの評価点は、 $20 \times 30 / 40 = 15.00$ 点

Cの評価点は、 $20 \times 30 / 50 = 12.00$ 点

となります。

6 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 企画提案者の提出方法、提出先、提出期限が本要領に適合していないとき
- (2) 企画提案書等の作成形式等が、募集要領に適合していないとき
- (3) 虚偽の申請を行い、応募資格を得たとき
- (4) プロポーザルの過程で、応募資格に抵触することが明らかになったとき
- (5) 正当な理由がなくプレゼンテーション等に出席しなかったとき